

第1章 総則

第1節 目的

筑紫野市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、筑紫野市防災会議が作成する計画であって、筑紫野市、福岡県（以下「市」、「県」という。）、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

計画の実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や県の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指し、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し女性の参画を拡大する。

この計画において左に掲げる用語は、それぞれ右に示したとおりとする。

市	: 筑紫野市
県	: 福岡県
基本法	: 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	: 災害救助法（昭和22年法律第118号）
市地域防災計画	: 災害対策基本法第42条に基づき筑紫野市防災会議が作成する筑紫野市地域防災計画
県地域防災計画	: 災害対策基本法第40条に基づき福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画
市災对本部	: 災害対策基本法第23条の2に基づき設置する筑紫野市災害対策本部
本部長	: 筑紫野市災害対策本部長
県災对本部	: 災害対策基本法第23条に基づき設置する福岡県災害対策本部
県本部長	: 福岡県災害対策本部長
県地方本部	: 県地域防災計画に基づき地方に設置する福岡県災害対策地方本部
県地方本部長	: 福岡県災害対策地方本部長
消防本部	: 筑紫野太宰府消防組合消防本部
消防署	: 筑紫野消防署
消防団	: 筑紫野市消防団
消防機関	: 消防本部、消防署及び消防団
市有施設等	: コミュニティセンター、生涯学習センター、小学校、中学校、及びその他の附属施設等
災害	: 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法 第2条）